

第 9 号議案

亀岡市文化財保護条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市文化財保護条例（昭和 4 3 年亀岡市条例第 4 3 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市文化財保護条例の一部を改正する条例

亀岡市文化財保護条例（昭和 4 3 年亀岡市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 9 8 条第 1 項」を「第 1 8 2 条第 2 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「歴史資料」の次に「（以下「有形文化財」という。）」を加え、同条第 2 号中「高いもの」の次に「（以下「無形文化財」という。）」を加え、同条第 3 号中「民俗芸能」の次に「、民俗技術」を、「できないもの」の次に「（以下「民俗文化財」という。）」を加え、同条第 4 号中「具づか」を「貝づか」に改め、「古墳」の次に「、都城跡」を、「峡谷」の次に「、海浜」を加え、「鑑賞上」を「観賞上」に改め、「高いもの」の次に「（以下「記念物」という。）」を加え、同条第 5 号中「高いもの」の次に「（以下「伝統的建造物群」という。）」を加え、同号を同条第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で市民の生活又は生業の理解のため欠くこと

のできないもの（以下「文化的景観」という。）

第13条を第19条とし、同条の前に次の1条を加える。

（専門委員）

第18条 保護委員会に高度な知識及び技術をもって専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、限られた分野において、優れた知識及び技能を持つ者の中から教育委員会が選任する。

3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第12条を第17条とし、第7条から第11条までを5条ずつ繰り下げる。

第6条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「指定文化財の所有者等」を「指定文化財及び選定文化財の所有者等」に、「指定文化財の現状」を「当該文化財の現状」に改め、同条を第11条とする。

第5条中「指定文化財」の次に「及び選定文化財」を加え、同条を第10条とし、同条の前に次の2条を加える。

（選定）

第8条 教育委員会は、本市に存在する文化的景観及び伝統的建造物群で国又は府の選定を受けないもののうち重要なものを亀岡市選定文化財（以下「選定文化財」という。）に選定することができる。

2 前項の規定による選定は、関係団体等からの申出に基づき行うものとする。

3 第1項の規定による選定は、その旨を公示するとともに当該文化財の申出者に選定書を交付して行う。

（選定の解除）

第9条 選定文化財の解除は、第7条の規定を準用する。

第4条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第7条とする。

第3条第1項中「存在する文化財」を「存在する有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物」に、「亀岡市文化財」を「亀岡

市指定文化財」に改め、同条第2項中「文化財の所有者」の次に「（無形文化財及び民俗文化財のうち無形のものについては、教育委員会が認定した保持者又は保持団体。以下同じ。）」を、「申請」の次に「又は同意」を加え、同条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

（市の責務）

第3条 亀岡市（以下「市」という。）は、文化財が市の歴史、文化又は自然を理解し、その地域の特性を考えるために欠くことのできないものであり、かつ、現在及び将来にわたり市民の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう必要な施策を講じなければならない。

（市民・所有者等の心構え）

第4条 市民は、この条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等文化的活用に努めなければならない。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第5条 市は、この条例の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市文化財保護条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市文化財保護委員会に文化財の保護及び継承を図るため、高度な知識及び技術をもって専門事項を調査する専門委員を設置することができることとする。
- 2 文化財の指定及び選定の手続きを次のとおり改正すること。
 - (1) 文化財の指定を所有者等からの申請に加えて、同意を得て行うことができることとする。
 - (2) 文化財のうち文化的景観及び伝統的建造物群の選定に関する規定を新たに加え、関係団体等からの申出に基づき行うことができることとする。
- 3 文化財保護法との整合を図るため、次のとおり改正すること。
 - (1) 文化財の定義に「文化的景観」を加え、「民俗文化財」に「民俗技術」を加えること。
 - (2) 文化財の保存や活用を適切に行うため、市、市民及び所有者等の責務及び心構えを規定すること。
- 4 その他所要の規定整備を図ること。
- 5 この条例は、公布の日から施行すること。